

第3次甲賀市環境基本計画（たたき台）

令和7年3月
甲 賀 市

はじめに（市長あいさつ）

～目 次～

第1章 環境基本計画の基本事項	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	3
第2章 環境を取り巻く状況	4
1. 国や県の環境施策の動向	4
2. 甲賀市の環境の状況	6
3. 市民の環境意識	15
第3章 これまでの取組状況	17
1. 第2次環境基本計画の基本方針・取組	17
2. 目標指標の達成状況	17
3. 第2次環境基本計画期間における取組	19
4. 第2次環境基本計画の課題	20
第4章 目指すべき甲賀市の環境	21
1. 甲賀市の環境特性	21
2. 目指すべき甲賀市の環境像	22
3. 環境像を実現するための基本方針	22
第5章 基本方針に基づく取組	23
1. 取組内容	23
2. 目標指標の設定	26
第6章 計画を進めるために	38
1. 計画推進の仕組み	29
2. 計画の進行管理	29

第 1 章 環境基本計画の基本事項

1. 計画の目的

本市では、平成 29 年（2017 年）7 月に「第 2 次甲賀市環境基本計画」を策定し、令和 3 年（2021 年）10 月に「第 2 次甲賀市環境基本計画【改訂版】」を策定しています。また、令和 4 年（2022 年）9 月に「甲賀市環境未来都市宣言」を行い、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すとともに、持続可能な社会の実現に向けオール甲賀で取り組むことを宣言しました。

近年、全世界的に環境問題が深刻化しており、地球温暖化の進行に伴う気候変動、人間の土地開発等による森林破壊、生物多様性の危機のほか、海洋汚染、水質汚染、大気汚染、廃棄物問題などの様々な問題が複雑化・多様化しています。複雑化・多様化した環境問題を解決するために、社会情勢や経済社会活動を踏まえた対策を講ずる必要があります。

本市では、「第 2 次甲賀市環境基本計画」の計画期間が令和 6 年度（2024 年度）で終了する事から、「第 3 次甲賀市環境基本計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定し、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、環境の課題に対応しつつ、持続可能な経済社会システムを持った都市・地域づくりを目指す「環境未来都市・甲賀」の実現に向け、SDGs^{※1}や国・県の環境施策に呼応しながら、持続可能な社会を構築することを目指します。

※1 SDGs：“Sustainable Development Goals”の頭文字の略語で、「持続可能な開発目標」と訳されています。令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにて加盟国の全会一致で採択されました。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 計画の位置づけ

本計画は、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに甲賀市政の最上位計画である「第 2 次甲賀市総合計画（第 3 期基本計画）」の策定の方方向性を勘案し、甲賀市環境基本条例第 7 条の規定に基づき策定します。また、本市が策定している他の構想・計画・指針等との整合性を図ります。

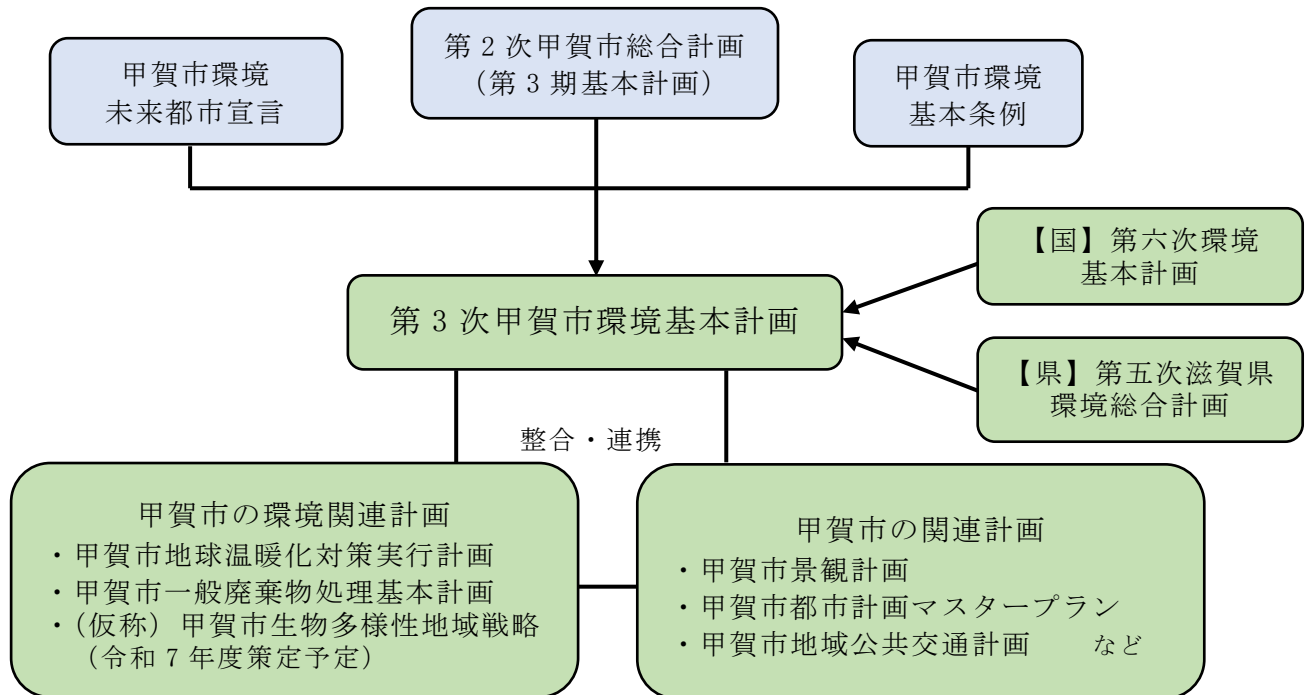


図 1-2-1 本計画と関連計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、地球温暖化対策実行計画や 30by30^{※2} との整合を図るため、令和 7 年度（2025 年度）～令和 12 年度（2030 年度）までの 6 年間とします。

また、次期総合計画の策定に合わせ令和 10 年度に見直しを行うとともに、社会状況の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

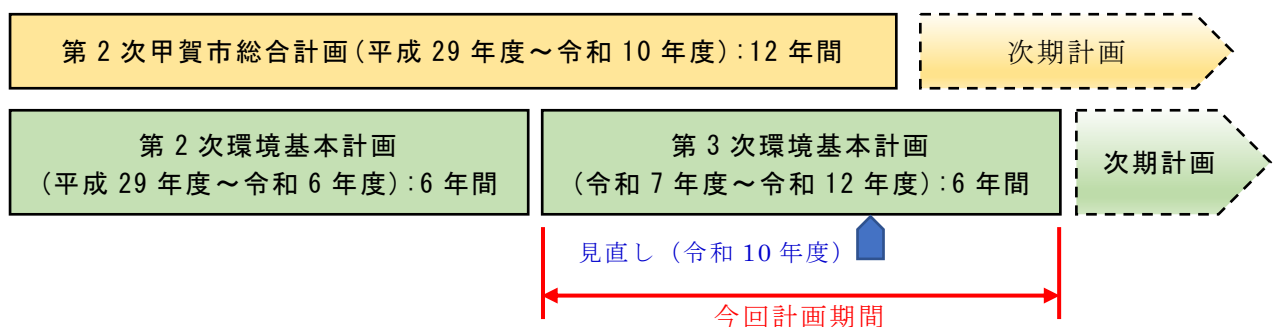


図 1-3-1 本計画の期間

※2 30by30：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことをいう。

4. 計画の対象

(1) 対象地域

甲賀市全域を対象とします。ただし、市域を越えた取組を必要とする課題については、周辺地域等も含めて対象とします。

(2) 対象主体

本計画の主体は市民・事業者・市とし、それぞれが役割を分担し、共同・連携で進めることとします。

(3) 環境の範囲

環境の範囲は表 1-4-1 に示すものとし、幅広い環境要素とします。

表 1-4-1 環境の対象範囲

分野	環境の要素
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、オゾン層 など
自然環境	森林、農地、水辺、緑地、生態系、生物多様性 など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、光害、景観、交通 など
廃棄物処理	4 R、不法投棄、マイクロプラスチック、サーキュラーエコノミー、産業廃棄物 など

◆環境の範囲と対象地域（対象地域：甲賀市全域＋周辺地域）

◆対象主体…
市民・事業者・市（役割分担と協働）

第 2 章 環境を取り巻く状況

1. 国や県の環境政策の動向

(1) 国の動向

令和 6 年（2024 年）5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、まず地球が「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の 3 つの危機に直面していると指摘しています。そのような状況を踏まえ、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築を目的としています。

日本では、COP21^{※3}で採択された「パリ協定」を踏まえ、平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、令和 12 年度（2030 年度）までに 2013 年度比 26%減とする中期目標に加え、令和 42 年度（2050 年度）までに 2013 年度比 80%減を目指す長期目標を掲げました。

温室効果ガス排出削減に向けて様々な取組が行われる中、令和 2 年（2020 年）10 月に 2050 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、令和 3 年（2021 年）10 月には「地球温暖化対策計画」が改定され、令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減し、さらに 50%の高みに向け挑戦することとしています。

生物多様性においても様々な取組が行われる中、令和 4 年（2022 年）12 月に開かれた生物多様性条約第 15 回締結国会議において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「ネイチャーポジティブ^{※4}」の方向性が打ち出されました。この国際目標を受けて、国では 30by30 ロードマップの策定や自然共生サイト^{※5}認定制度の仕組みを作り、ネイチャーポジティブの実現に向けて取組を進めています。

また、廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、食品ロスの削減やプラスチックの再商品化など、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

※3 COP21：2015 年にフランスで開催された第 21 回気候変動枠組条約締結国会議で、159 ヶ国が参加した。

※4 ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることをいう。

※5 自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のことをいう。

(2) 滋賀県の動向

県では、平成 31 年（2019 年）3 月に「第五次滋賀県環境総合計画」を策定し、目指すべき将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」とさだめ、「いかに環境負担を抑制するか」という視点だけでなく人間が「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点を取り入れ、「共生」、「守る・活かす・支える」、「協働」の三つの視点で「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を進められています。

目指すべき将来の姿に向けて、県では令和 3 年（2021 年）7 月に MLGs^{※6}への取り組みをスタートさせました。MLGs は「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能な社会へ向けた目標であり、琵琶湖版 SDGs として、独自に 13 のゴールを設定しています。また、温室効果ガス削減についても滋賀県独自で取組を行っており、2022 年（令和 4 年）3 月に「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し、2050 年の「CO₂ ネットゼロ」の実現に向けた様々な取組や対策を行っています。

令和 4 年（2022 年）6 月には「第 72 回全国植樹祭しが 2022^{※7}」が開催され、森林や森を育てることの大切さの普及啓発を行いました。また、令和 5 年（2023 年）10 月からプラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を展開しました。

また、滋賀県では生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、令和 6 年（2024 年）3 月に「生物多様性しが戦略 2024」を策定し、滋賀の生物多様性保全とその持続可能な利用に取り組んでいます。

※6 MLGs：マザーレイクゴールズ（Mother Lake Goals）の略で、琵琶湖を切り口とした 2030 年の持続可能な社会の実現を目指す目標（ゴール）であり、琵琶湖版の SDGs を指す。琵琶湖を切り口とした 13 のゴールを設定し、様々な取組を行っている。

※7 第 72 回全国植樹祭しが 2022：国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されている行事である。令和 4 年（2022 年）は滋賀県甲賀市で開催され、参加者による植樹など様々な取組が行われた。

2. 甲賀市の環境の状況

(1) 甲賀市の特徴

①位置・地勢

本市は、滋賀県の東南部に位置し、東から南にかけては三重県に、南西部は京都府に接しています。東部に連なる鈴鹿山脈を背景に、野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がり、市域の約 7 割を占める森林は琵琶湖の水源涵養、水質保全において重要な役割を果たしています。

面積は、481.62 平方キロメートルで、滋賀県内の約 12 パーセントを占めており、県内 3 位の広さとなっています。また、大阪・名古屋から 100 キロメートル圏内にあり新名神高速道路や国道 1 号を中心として、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通拠点に位置しています。



図 2-2-1 甲賀市の位置

②気象

甲賀市の令和 5 年度の気温と降水量は図 2-2-2 に示す通りとなっています。本市の積雪量は、一部の地域を除いて、平野部で最大 20cm 程度であり、積雪日数、積雪量ともに少ない地域となっています。また、過去 10 年（信楽観測所：2014 年～2023 年）の平年値は、平均気温が 13.1℃、年降水量は 1,616.7mm、日照時間は 1,758.3 時間となっています。

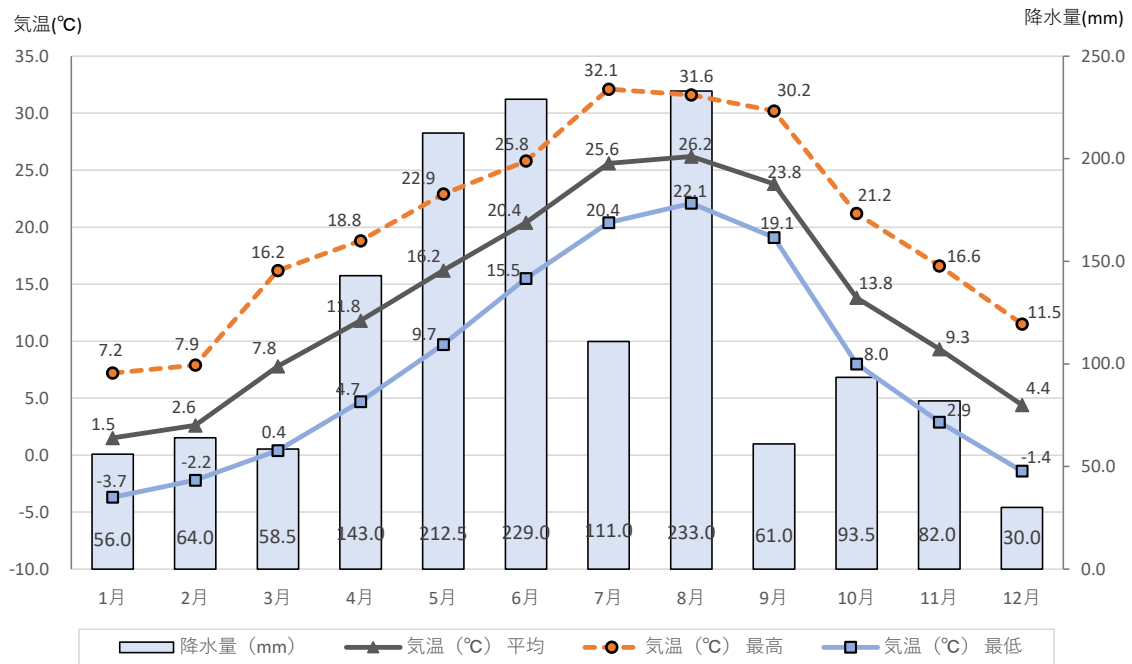


図 2-2-2 甲賀市の月別気温と降水量（令和 5 年）

出典）気象庁 HP

③人口・世帯数

国勢調査による令和 2 年（2020 年）の甲賀市の人口は、88,358 人となっており、平成 17 年（2005 年）をピークに減少傾向となっています。令和 2 年（2020 年）の世帯数は 33,641 世帯となっており、こちらは年々増加傾向となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（令和 5 年推計）によると、本市の将来推計人口は令和 12 年（2030 年）に 81,807 人、令和 32 年（2050 年）には 65,677 人まで減少すると推計されており、令和 2 年（2020 年）比 25.7% 減となっています。

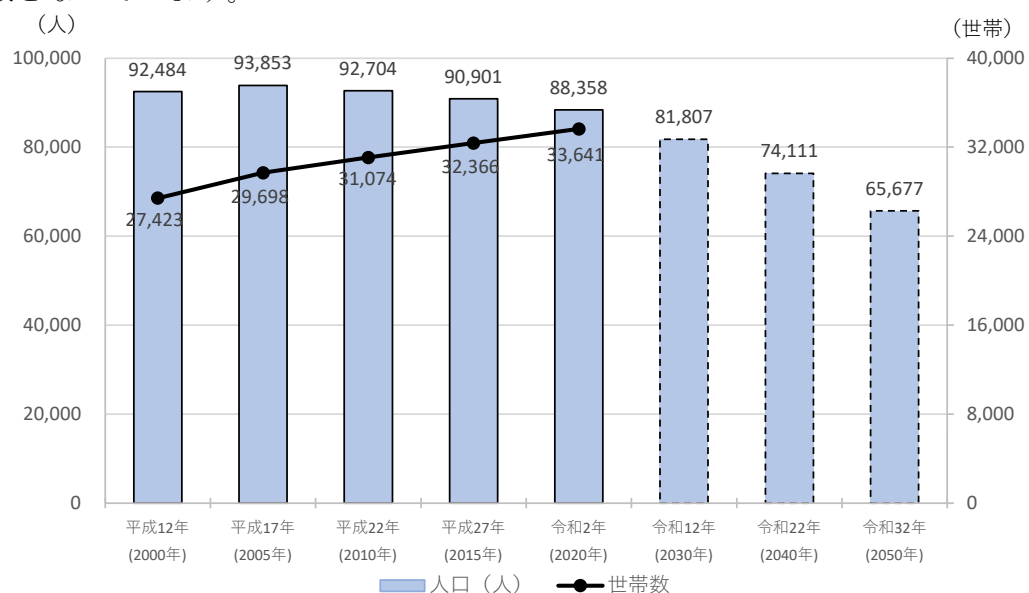


図 2-2-3 甲賀市の人口と世帯数の推移

出典）平成 12, 17, 22, 27 年国勢調査、令和 2 年国勢調査（総務省統計局）

「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

④産業構造

令和2年度（2020年度）の従業員数から本市の産業構造をみると、「製造業」が33.1%で一番多く、次いで、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」と続いています。また、事業所数から産業構造をみると、「卸売・小売業」が22.3%で一番多く、次いで「製造業」、「建設業」と続いています。

従業者数から見る産業区分別構成比は、第三次産業が一番多く、増加傾向にあります。

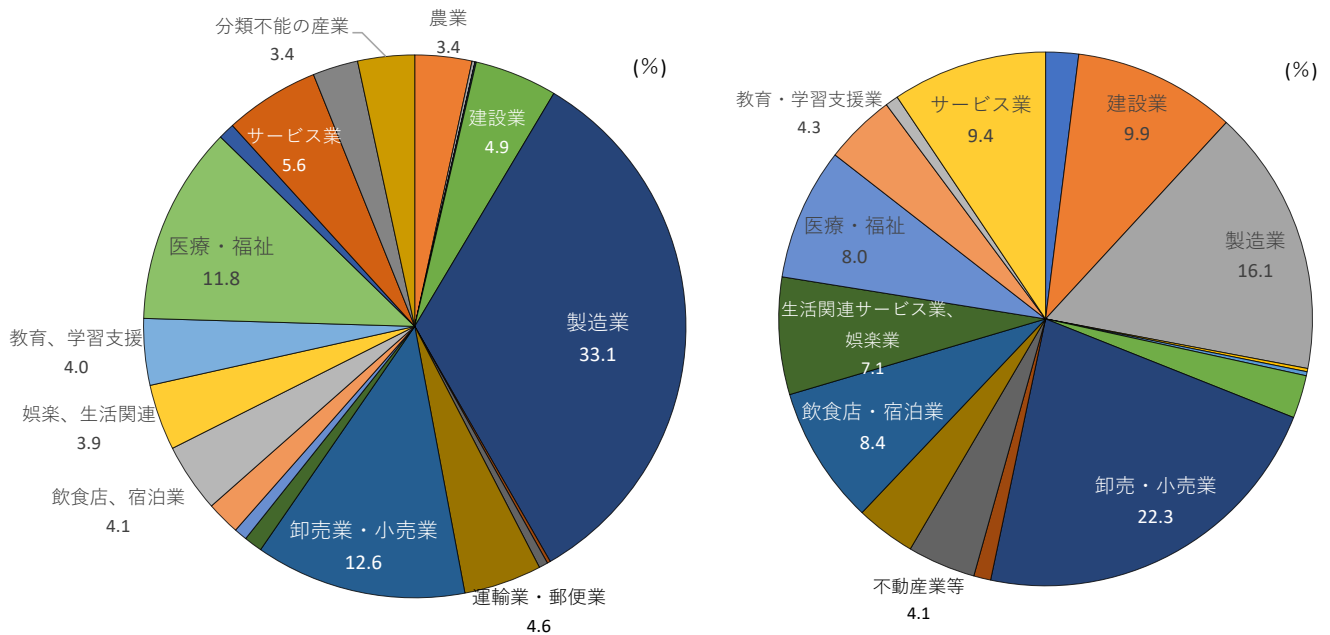


図 2-2-4 従業者数（左）と事業所数（右）における甲賀市の産業構成

出典）令和3年甲賀市統計書（甲賀市）

令和3年経済センサス-活動調査（総務省統計局）

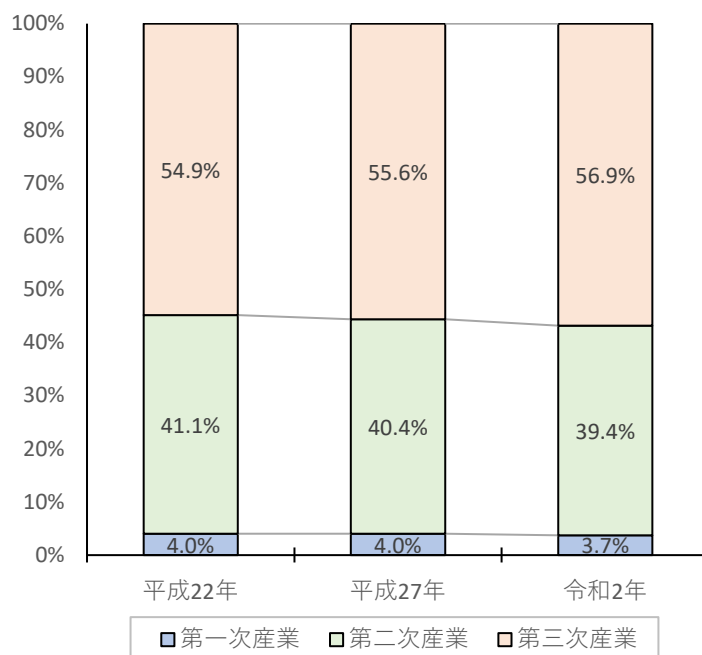


図 2-2-5 甲賀市の産業区分別就業構成比（従業者数）

出典）各年国勢調査（総務省統計局）

⑤土地利用

甲賀市の土地利用は、山林が一番多く、次いで田、宅地、雑種地と続いています。なお、その他は墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共ため池、公園等を指します。

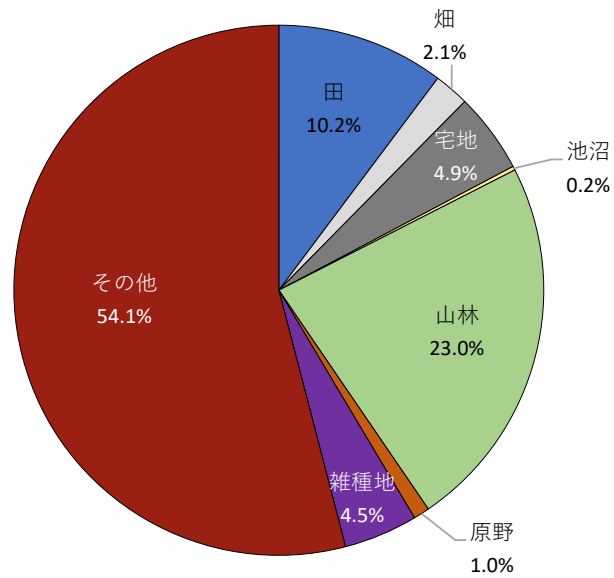


図 2-2-6 甲賀市の土地利用

出典) 令和4年度滋賀県統計書(滋賀県HP)

(2) 甲賀市の温室効果ガス排出状況

①温室効果ガス排出量

甲賀市の令和 3 年度（2021 年度）の温室効果ガス排出量は 726 千トン・CO₂ となっています。カーボンニュートラルの基準年度である平成 25 年度(2013 年度)と比較すると、約 34%（375 千トン・CO₂）削減しています。

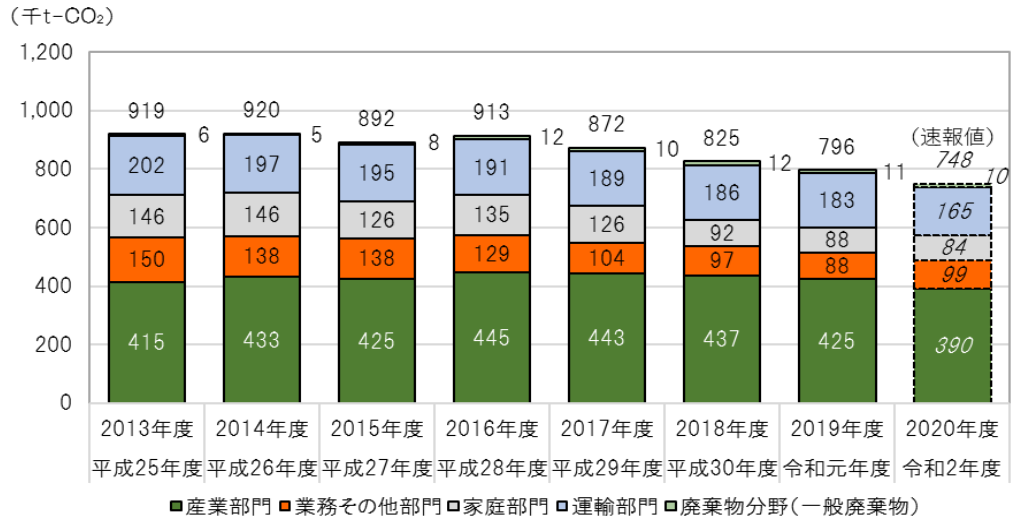


図 2-2-7 甲賀市の温室効果ガス排出量の推移

出典) 甲賀市地球温暖化対策実行計画 (甲賀市)

②再生可能エネルギー導入状況

甲賀市の令和 4 年度の再生可能エネルギーによる発電電力量は 214,105MWh となっている。内訳としては全て太陽光発電によるものであり、10kW 未満の太陽光発電が約 11%、10kW 以上の太陽光発電が約 89%となっています。

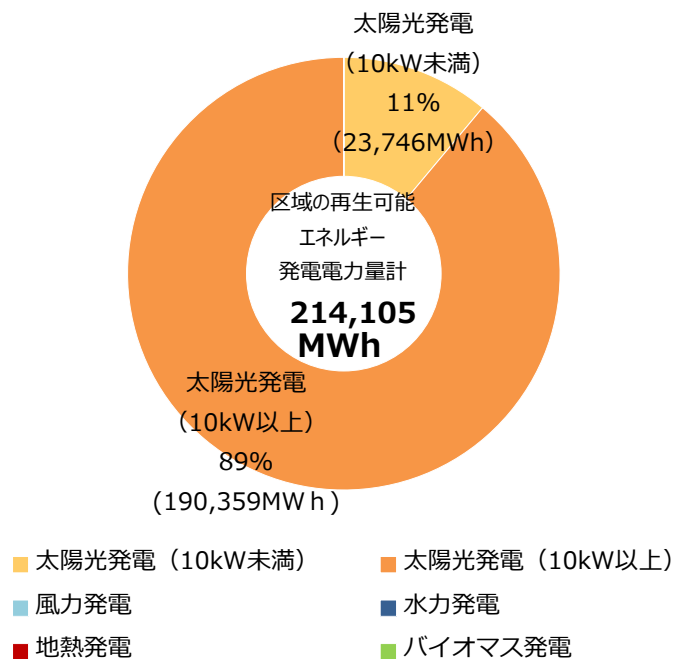


図 2-2-8 甲賀市の再生可能エネルギーによる発電電力量

出典) 自治体排出量カルテ (環境省)

③再生可能エネルギー導入ポテンシャル

甲賀市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（設備容量）は 2,341,012kW であり、太陽光発電が約 68%、風力発電が約 32%、中小水力発電は約 0.04% となっています。

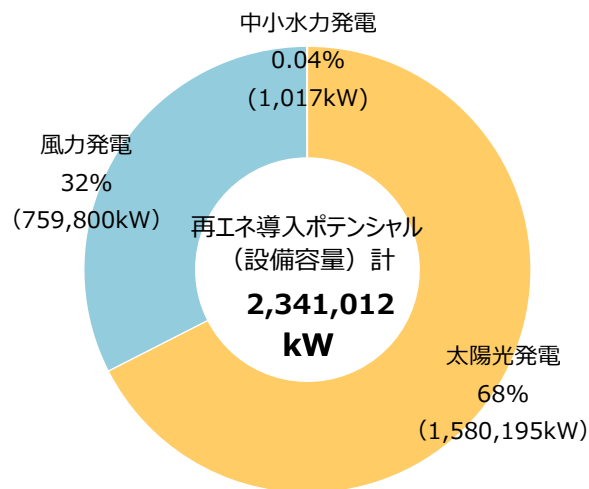


図 2-2-9 甲賀市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

出典) 自治体排出量カルテ（環境省）

④自動車保有台数

令和 4 年（2022 年）の自動車保有台数は 80,086 台であり、平成 14 年（2002 年）と比較すると約 3% 増加しています。種別でみると、軽自動車は増加傾向にあり、逆に乗用車は減少傾向にあります。

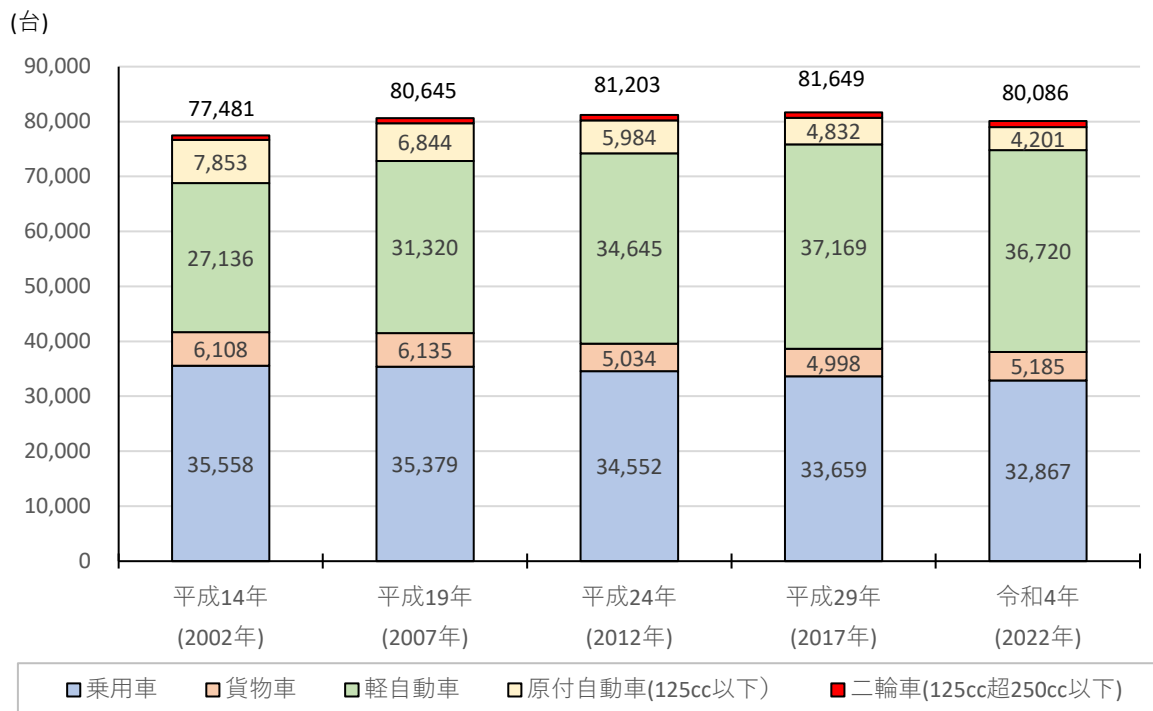


図 2-2-10 甲賀市の自動車保有台数の推移

出典) 各年滋賀県統計書（滋賀県）

(3) 甲賀市の廃棄物

①一般廃棄物処理量

令和 5 年（2023 年）の排出量は 26,961t で、平成 30 年（2018 年）からの 5 年間で約 6%減少しています。事業系ごみ・家庭系ごみともに減少傾向にあります。

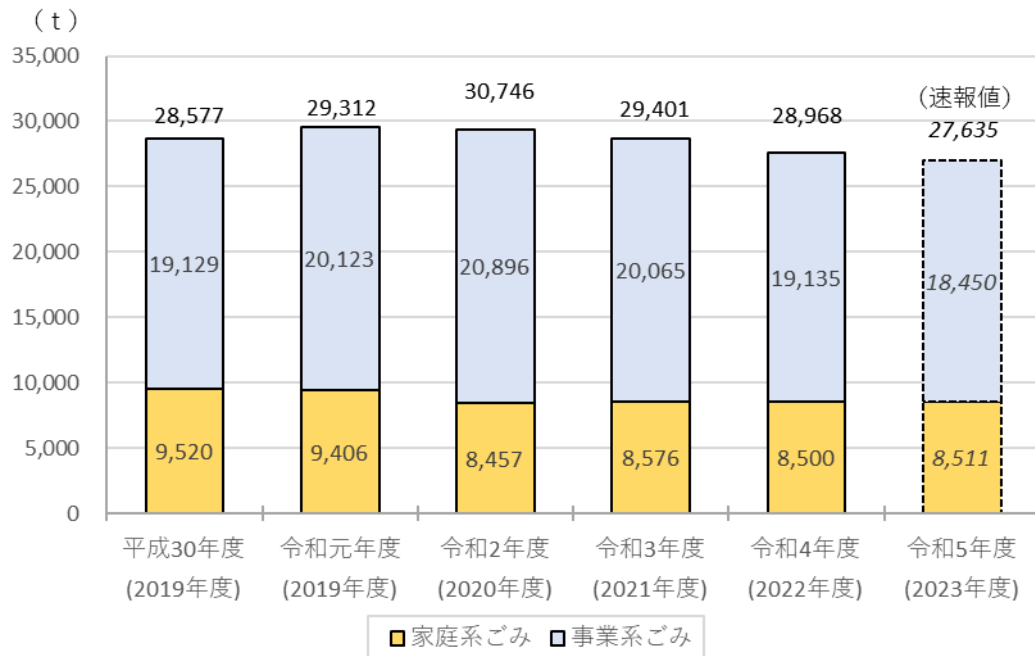


図 2-2-11 甲賀市の一般廃棄物排出量の推移

出典) 第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画 (甲賀市)

②リサイクル率※

令和 5 年（2023 年）のリサイクル率は 19.6% で、平成 30 年（2018 年）と比較すると、2.2 ポイント減少しています。

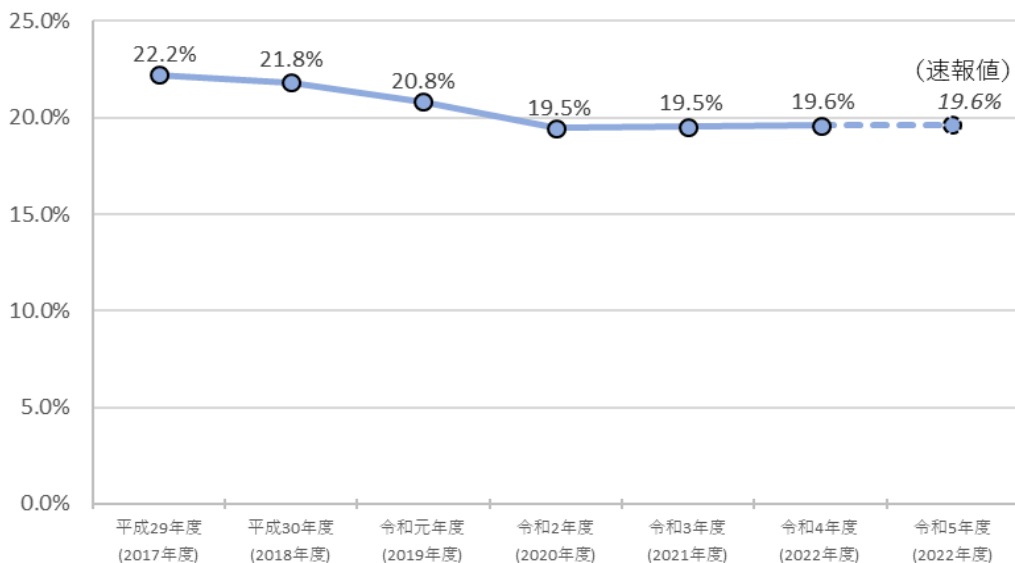


図 2-2-12 甲賀市のリサイクル率の推移

※リサイクル率＝総資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量）/家庭系ごみ量×100

第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画 (甲賀市)

(4) 甲賀市の生活環境

①公害苦情件数

毎年 250～400 件ほどの苦情を受け付けており、特に空地（草木の繁茂等）の苦情が多くなっています。

表 2-2-1 甲賀市の苦情受付数

	騒音	振動	悪臭	水質	大気	粉じん	土壌	野焼き	空地	害虫	動物	その他	合計
令和元年度	20	1	21	6	0	3	0	22	236	3	25	21	358
令和 2 年度	15	1	20	7	0	1	0	5	203	1	15	15	283
令和 3 年度	15	1	10	6	0	3	0	30	219	0	7	22	313
令和 4 年度	8	0	17	6	0	4	0	27	284	3	13	13	375
令和 5 年度	2	0	11	5	0	3	0	8	198	4	9	10	250

※苦情の主な内容

騒音：事業場・店舗からの騒音や自動車騒音、生活騒音等

悪臭：生活排水（浄化槽処理水含む）による悪臭、排水処理施設からの悪臭等

水質：工事・建設現場からの濁水流出、近隣からの廃水流出等

粉塵：事業場からの粉塵

野焼き：ごみ・草の野焼きに関する苦情

空地：近隣の空地の管理に関する苦情

害虫：ハチの巣等に関する苦情

動物：犬の飼い方マナーに対する苦情や野良猫に関する苦情、犬猫の糞害苦情等

その他：油漏れ事故、外来種の植物に関する苦情等

出典）各年甲賀市の環境概要（環境報告書）

②騒音

市内主要道路対象 7 路線について、5 年間で全区間の自動車騒音状況を評価できるよう、年 1～2 路線で調査をしています。

等価騒音レベルにおける環境基準を満足する調査地点の全地点に対する割合は昼間が約 86%、夜間が約 71%でした。

表 2-2-2 甲賀市の自動車騒音測定結果

路線名	地点	測定日	等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間
新名神高速道路	甲南町池田	R4.11.30～12.1	58	57
国道 1 号	水口町北脇	R4.11.30～12.1	68	64
国道 307 号	水口町元町	R5.12.6～7	69	62
国道 1 号	水口町名坂	R5.12.6～7	70	69
国道 307 号	信楽町長野	R1.12.10～11	69	62
県道草津伊賀線	甲南町新治	R2.12.15～16	68	59
国道 1 号	土山町北土山	R3.12.9～10	72	69

※環境基準：昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下

※昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～翌午前 6 時

出典）甲賀市の環境概要 令和 5 年度版

(5) 甲賀市の自然環境

①植物

「甲賀市レッドリスト 2022」に掲載された植物の種数は184種であり、そのうち、絶滅種が4種、絶滅危惧種は39種でした。

過去のレッドリストと比較すると、掲載されている種数は増加傾向であり、特に要注目種の種数が増加傾向にあります。

表 2-2-3 甲賀市の植物レッドリスト掲載種数の推移

	2007 年	2012 年	2017 年	2022 年
絶滅種	0	0	0	4
絶滅危惧種	35	36	39	39
絶滅危機増大種	37	45	47	47
要注目種	43	59	72	87
地域種	14	7	6	7
合 計	129	147	164	184

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

②動物

「甲賀市レッドリスト 2022」に掲載された動物の種数は合計 334 種でした。その中でも、昆虫類が 171 種と最も多く、次に鳥類が 52 種、陸産貝類が 26 種となっています。

表 2-2-4 甲賀市の動物レッドリストの掲載種数

	2022 年		
	レッドリスト 指定種	絶滅種に 掲載されている種	絶滅危惧種に 掲載されている種
哺乳類	20	1	7
鳥類	52	0	9
両生類	17	0	1
爬虫類	9	0	0
魚類	23	0	5
昆虫類	171	7	25
その他陸生無脊椎動物	8	0	0
陸産貝類	26	0	3
淡水貝類	8	0	0
合 計	334	8	50

出典) 甲賀市レッドリスト 2022 (甲賀市)

3. 市民の環境意識

市民の環境に関する意識や考え、また令和 2 年（2020 年）の意識調査との変化を把握するため、令和 5 年（2023 年）に市民意識調査を実施しました。

主な結果は次頁以降に示します。

表 2-3-1 令和 5 年度の市民意識調査実施概要

	市民
調査対象	市内在住の 16 歳以上の男女・個人
調査標本数	3,000 人
標本抽出法	層化二段無作為抽出 (抽出台帳：住民基本台帳、旧町 5 地域別)
調査方法	郵送配布・郵送回収又はインターネットによる回収
調査時期	令和 5 年 10 月 6 日～10 月 20 日
有効回答数	1,260 件（42.0%）

表 2-3-2 令和 2 年度の市民意識調査実施概要

	市民
調査対象	市内在住の 16 歳以上の男女・個人
調査標本数	3,000 人
標本抽出法	層化二段無作為抽出 (抽出台帳：住民基本台帳、旧町 5 地域別)
調査方法	郵送配布・郵送回収又はインターネットによる回収
調査時期	令和 2 年 9 月 1 日～9 月 15 日
有効回答数	1,368 件（45.6%）

別紙、市民意識調査(環境パート)の結果記載

第3章 これまでの取組状況

1. 第2次環境基本計画の基本方針・取組

第2次環境基本計画では、目指すべき甲賀市の環境像として掲げた「豊かな自然と
るおいのある暮らしを未来につなぐ 美しい甲賀」の実現に向けて、3つの基本方針
「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」、「地球環境への優しさが溢れるまち」、
「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」を掲げ、施策に取り組んできま
した。

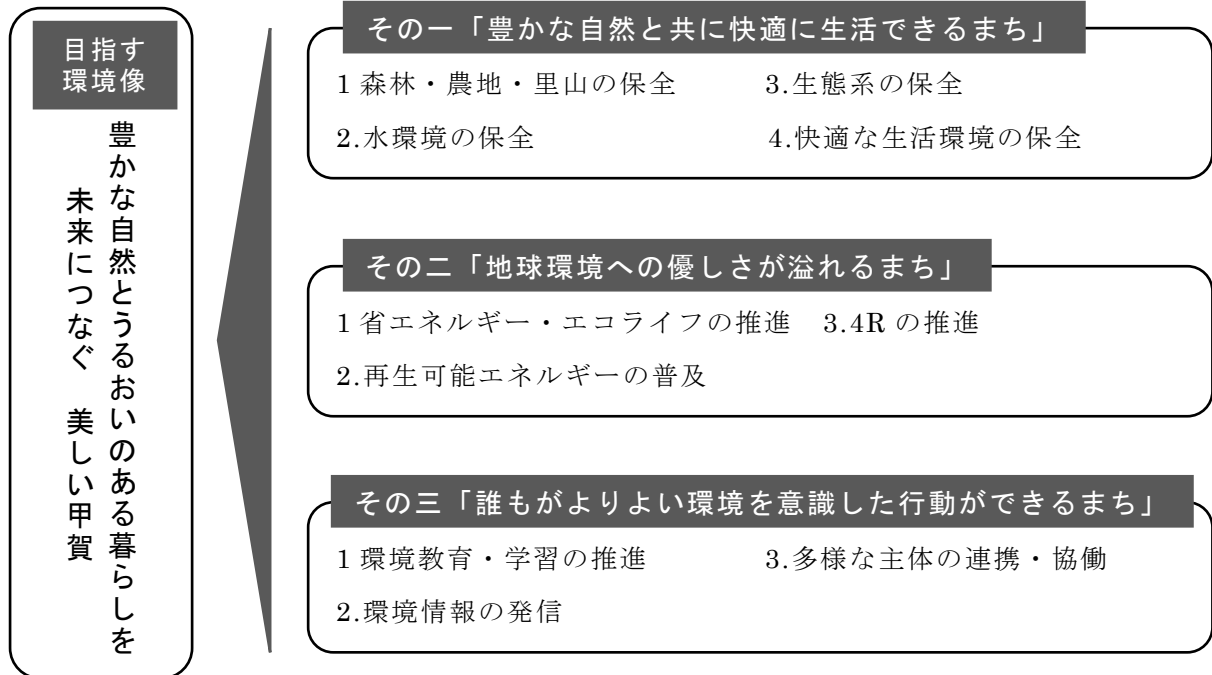


図 2-1-1 第2次環境基本計画における環境像と取組

2. 目標指標の達成状況

第2次環境基本計画では、基本方針に基づく取組や重点プロジェクトの成果を把握するために目標指標を定めました。

第2次環境基本計画で定めた目標とその達成状況は以下に示す通りです。

【環境に関する取組】

① 温室効果ガス排出量

環境指標	目標値（R3年度）	実績値（R3年度）	達成状況
温室効果ガス排出量	822.5 千 t-CO ₂	852.1 千 t-CO ₂	×

② 1人1日当たりのごみ排出量（家庭）

環境指標	目標値（R5年度）	実績値（R5年度）	達成状況
家庭ごみの排出量 （1人1日当たり）	566g/人・日	593 g/人・日	×

③リサイクル率（家庭）

環境指標	目標値（R5年度）	実績値（R5年度）	達成状況
リサイクル率	23.4%	19.6%	×

④生活排水処理率（水洗化率）

環境指標	目標値（R5年度）	実績値（R5年度）	達成状況
生活排水処理率	90.5%	89.4%	×

【基本方針に基づく取組】

その一「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

環境指標	目標値（R5年度）	実績値（R5年度）	達成状況
山林より搬出される 原木(丸太)の生産量	13,500m ²	16,227m ²	○

その二「地球環境への優しさが溢れるまち」

環境指標	目標値（R5年度）	実績値（R5年度）	達成状況
生ごみ堆肥化システム 参加世帯	10,300 世帯	9,236 世帯	×

その三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができる町」

環境指標	目標値（R5年度）	実績値（R4年度）	達成状況
COOL CHOICE の 認知度	35%	31.7%	×

※R5年度は、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の取り組みを推進するため、デコ活の認知度調査を行った。（認知度 25.2%）

3. 第 2 次環境基本計画期間における取組

①甲賀市環境未来都市宣言

令和 4 年 9 月 30 日に市と市議会が共同で宣言しました。2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルと共に、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現に向け、オール甲賀で取り組みます。

②自然共生サイトの登録

令和 6 年（2024 年）3 月 28 日に「みなくち子どもの森」が様々な取り組みによって多くの動植物や自然が守られている地域として環境省の自然共生サイトの認定を受けました。今後、生物多様性地域戦略を策定し、市域での自然環境や生物多様性の保全・回復に取り組みます。

③デコ活宣言

甲賀市では、滋賀県内の市町では初めての「デコ活」を宣言しました。「デコ活」とは CO₂ を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。本市はデコ活の取組に賛同し、脱炭素につながる新しい暮らしとなるよう取組を推進します。

別紙、基本方針ごとの事業を整理して記載

4. 第2次環境基本計画の課題

3つの基本方針に基づく取組から今後の課題を示します。

その一「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

みなくち子どもの森が、環境省より自然共生サイトに認定されたが、市内には他にも希少な動植物や自然環境が残っている地域がある。これらの地域では、高齢化による担い手の不足や獣害による被害、外来種の増加等により、豊かな里地里山が減少していることから、ボランティアや企業、大学等、多様な主体と連携することにより、これら地域の生物多様性や自然環境の保全・回復に努めていく必要がある。

原木の生産量は増加し目標を達成したが、持続可能な林業を行い、琵琶湖の水源涵養であり、二酸化炭素を吸収する健康な森づくりが必要である。

その二「地球環境への優しさが溢れるまち」

温室効果ガスの排出量は年々減少傾向だが、目標達成には至っていない。令和5年度に策定した甲賀市地球温暖化対策実行計画に基づき、長期的な視点を持ちオール甲賀で取り組む必要がある。

エコステーションを開設し、市民の利便性とリサイクル率の向上を図っているが、目標達成には至っていないため、4Rを推進するさらなる展開が必要である。

生ごみたい肥化循環システムを推進しているが、加入世帯は頭打ち状態である。食品ロスの削減の観点も盛り込み企業を巻き込みながら、広く市民の行動変容を促す必要がある。

その三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

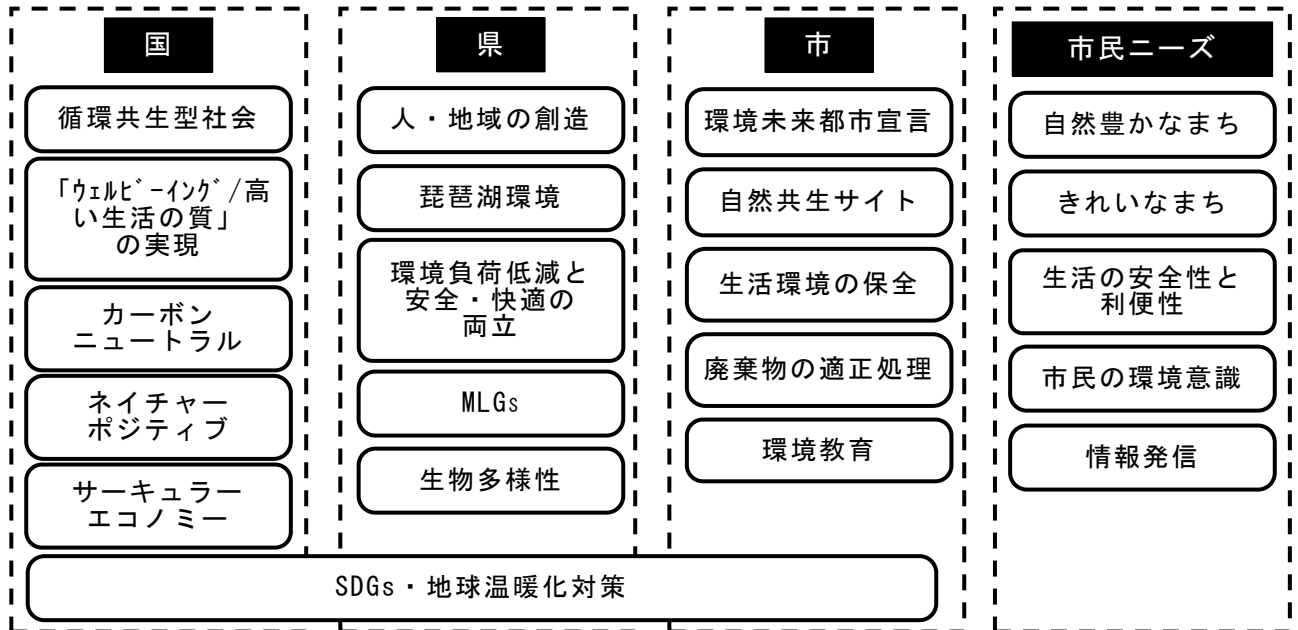
環境イベントやみなくち子どもの森で環境学習を実施しているが、市内全域に環境意識を広げていくため、実施内容の工夫や効果的に周知・広報していく必要がある。

令和5年度にデコ活宣言を行い、その周知は図っているが、今後はさらに実際の行動に移せるよう様々な施策を展開していく必要がある。

第4章 目指すべき甲賀市の環境

1. 甲賀市の環境特性

国や県の方向性や、第2次甲賀市総合計画における将来像や目標、市民等アンケートより抽出したキーワードを整理しました。



(1) 脱炭素社会の推進「温室効果ガスが出ない社会」

キーワード：カーボンニュートラル、省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化、レジリエンス、森林吸収

(2) 豊かな自然環境の保全「自然と共生できる社会」

キーワード：ネイチャーポジティブ、自然共生サイト、30by30、生物多様性、森林、農地、水循環、身近な緑地、水辺空間

(3) 快適な生活環境の保全「安心・快適に暮らすことができる社会」

キーワード：騒音、振動、悪臭、水質大気、化学物質、緑化、景観、環境美化、公共交通

(4) 循環型社会の推進「環境負荷が少ない社会」

キーワード：バイオマス・再生材利用、ごみ排出抑制、再資源化、資源循環、不法投棄、サーキュラーエコノミー

(5) 環境と共生する行動の拡大「環境を考えて行動する社会」

キーワード：環境教育・環境学習、環境保全活動、自然体験、環境保全視点での社会・経済活動

2. 目指すべき甲賀市の環境像

目指すべき甲賀市の環境像を次のように定めます。

豊かな自然とうるおいのある暮らしを
未来につなぐ 美しい甲賀

3. 環境像を実現するための基本方針

甲賀市の環境像の実現に向けて、3つの基本方針を定め、施策を展開していきます。

その一 豊かな自然と共に快適に生活できるまち

その二 地球環境への優しさが溢れるまち

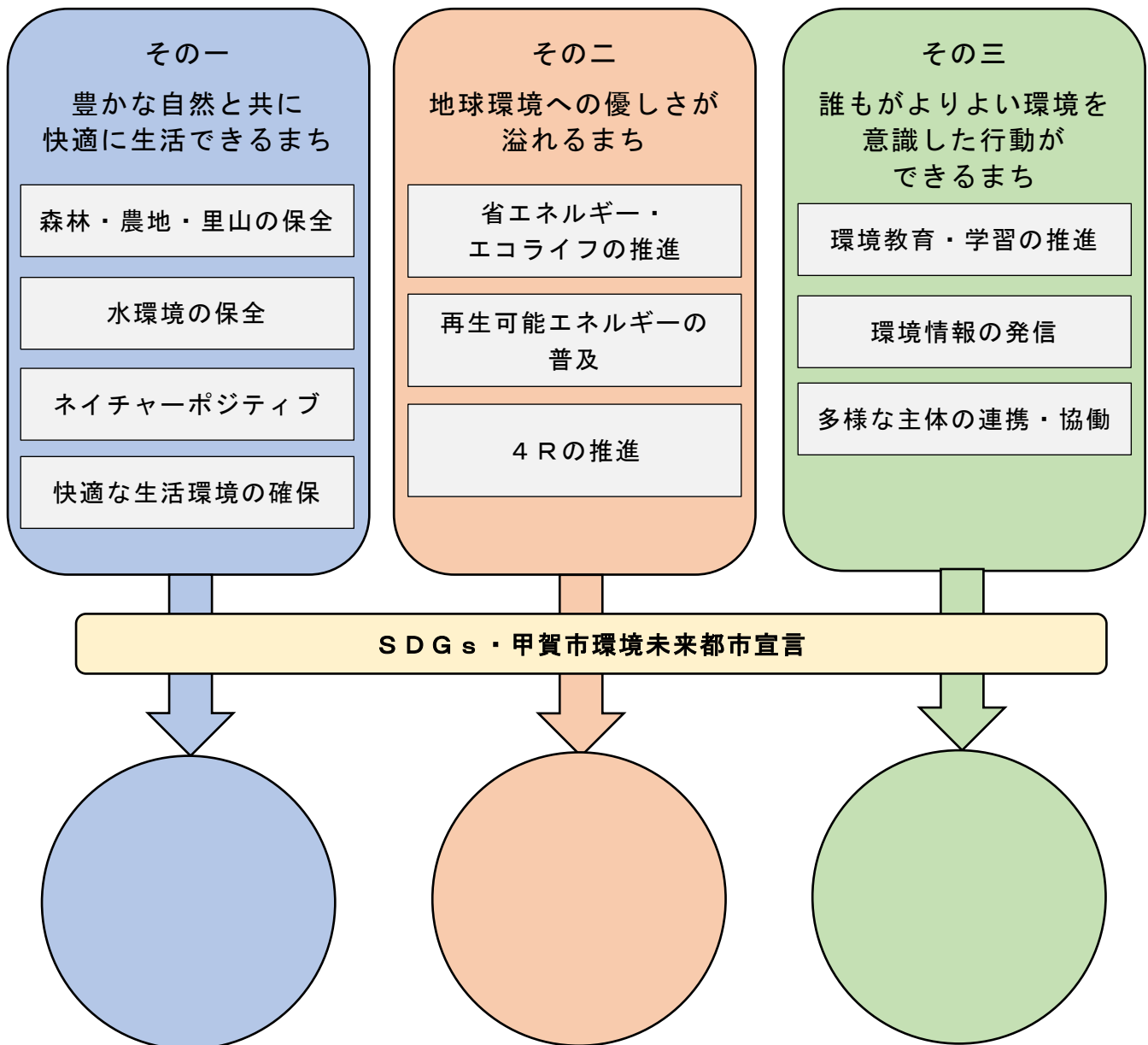
その三 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

第5章 基本方針に基づく取組

1. 取組内容

目指すべき環境像の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、6年間で推進する施策を展開します。

その中で、3つの基本方針を牽引するため、特に重点的に進めていくべき施策を重点プロジェクトに位置づけ、ゼロカーボンシティや生物多様性を意識しながら、新たな視点から甲賀市がより良いまちになるよう取組を推進していきます。



その一 豊かな自然と共に快適に生活できるまち

- ①森林・農地・里山の保全
 - ・森林の保全
 - ・農地の保全
 - ・里山の保全
- ②水環境の保全
 - ・水辺環境の保全
 - ・水循環機能の保全
- ③生態系の保全・活用
 - ・動植物の保全
 - ・有害鳥類対策・外来種対策の推進
 - ・自然保護
 - ・ネイチャーポジティブの取組
- ④快適な生活環境の確保
 - ・公害の防止
 - ・緑化の促進
 - ・まちの美化の推進
 - ・景観形成

その二 地球環境への優しさがあふれるまち

- ①省エネルギー・エコライフの推進
 - ・次世代自動車の導入促進
 - ・公共交通機関の利用促進
 - ・地産地消の促進
 - ・環境に配慮したものづくりの推進
 - ・カーボンニュートラルへの取組
- ②再生可能エネルギーの普及
 - ・太陽光、バイオマス、小水力エネルギーの普及・推進
 - ・市民や事業者と連携した再生可能エネルギーの普及・促進
 - ・廃棄物エネルギーの活用
 - ・自然と調和した再生可能エネルギーの導入推進

③ 4 R の推進

- ・ 生ごみ堆肥化システムの更なる普及
- ・ ごみの減量とリサイクルの推進
- ・ 食品ロスの削減
- ・ 不法投棄の防止
- ・ ごみの適正処理
- ・ 再資源化と資源循環

その三 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

①環境教育・学習の推進

- ・ 環境学習の充実
- ・ 学校での環境教育の推進
- ・ 環境リーダーの育成

②環境情報の発信

- ・ 広報媒体による情報提供
- ・ 環境イベントの開催
- ・ 公共事業・公共施設で積極的な取り組み

③多様な主体の連携・協働

- ・ 「デコ活」の推進
- ・ 市民活動団体、各種団体、事業所、県、近隣自治体との連携
- ・ 環境保全協定の締結

2. 目標指標の設定

基本方針に基づく取組の成果を把握するため、目標指標を定めます。
目標指標は以下の 4 つの指標とします。

温室効果ガス排出量

基準値 (平成 25 年度)
919 千 t-CO ₂



目標値 (令和 12 年度)
460 千 t-CO ₂

※平成 25 年度比で 50%削減を目標としている。

実績値 (令和 2 年度)
748 千 t-CO ₂



実績値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 8 年度)
644 千 t-CO ₂	583 千 t-CO ₂

※甲賀市地球温暖化対策実行計画で、令和元年度の 796 千 t-CO₂ を令和 12 年度に 460 千 t-CO₂ にすることを目標としていることから、削減量 336 千 t-CO₂ を計画期間であん分。

1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭）

実績値 (令和 5 年度)
593g/人・日



目標値	
(令和 9 年度)	(令和 11 年度)
574g/人・日	568g/人・日

※令和 9 年度の目標値は甲賀市一般廃棄物処理基本計画より。令和 10 年度に 571g/人・日を目標としており。令和 11 年度は同割合で削減した数値。

リサイクル率（家庭）

実績値 (令和 5 年度)
19.6%



目標値	
(令和 9 年度)	(令和 11 年度)
24%	26%

※令和 9 年度の目標値は甲賀市一般廃棄物処理基本計画より。令和 10 年度に 25%になることを目標としており、令和 11 年度は同割合で増加した数値。

生活排水処理率（水洗化率）

実績値 (令和 5 年度)
89.4%



目標値	
(令和 9 年度)	(令和 10 年度)
93.2%	94.0%

基本方針その一

豊かな自然と共に快適に生活できるまち

森林・農地・里山の保全

目標指標：山林から搬出される原木（丸太）の生産量※成長期に多くの CO₂ を吸収した原木（丸太）を建築物として活用することで、原木に CO₂ を留めるとともに、伐採後の植林により、継続した CO₂ 吸収を目指す。

実績値 (令和 5 年度)	目標値	
	(令和 9 年度)	(令和 11 年度)
16,227 m ³	m ³	m ³

※甲賀の豊かな森林づくり構想で、令和 15 年に 27,000 m³を目標としている。

基本方針その二

地球環境への優しさが溢れるまち

4 R（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の推進

目標指標：生ごみ堆肥化システム参加世帯

実績値 (令和 5 年度)	目標値	
	(令和 9 年度)	(令和 11 年度)
9,236 世帯	10,400 世帯	11,000 世帯

※年間 300 世帯以上の新規加入を目標として設定。

基本方針その三

誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

多様な主体の連携

目標指標：「デコ活」の認知度

実績値 (令和 5 年度)	目標値	
	(令和 9 年度)	(令和 11 年度)
25.2%	39.4%	46.5%

※令和 12 年度に半数以上に周知されていることを目指し、計画期間であん分。

第6章 計画を進めるために

1. 計画推進の仕組み

本計画の推進にあたって、市民・事業者・行政（市）がそれぞれ主体的に行動するとともに、適切に協働、連携しながら取り組みます。

（1）市民の役割

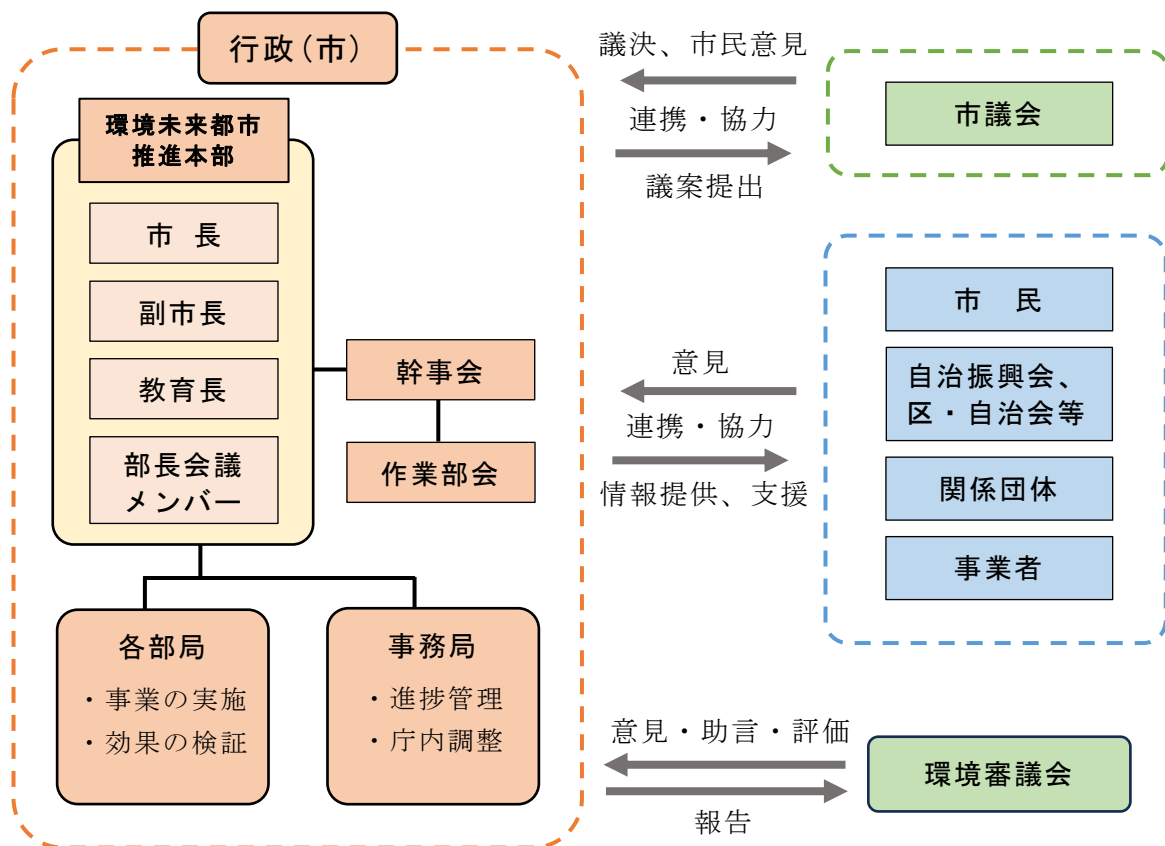
市民は、行政（市）の環境施策に協力するとともに、日常生活の中で一人ひとりが環境を意識した行動を行うように心がけ、環境保全に取り組みます。

（2）事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を心がけるとともに、市民や行政（市）と協力し、環境保全活動を積極的に実施します。

（3）行政（市）の役割

行政（市）は、環境保全に関する施策を推進するとともに、市民や事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むことができるよう、支援と啓発に努めます。



2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るとともに継続的な改善につなげていくため、PDCA サイクルによる進行管理を行います。結果は、市ホームページ等で広く周知します。

進捗については、環境未来都市推進本部会で行い、実施状況の点検や評価を行うとともに、市民意識調査等により目標指標の達成状況の把握を行います。

